

平成 30 年度テレワーク活用・働く女性応援助成金  
【テレワーク活用推進コース】  
申請の手引き（補足）

■P.15 ⑨テレワークに関する規定（写し 1 部） について

テレワークに関する規定では「情報通信技術を利用した事業場外勤務（テレワーク）の適切な導入及び実施のためのガイドライン」（厚生労働省：平成 30 年 2 月 22 日策定）に沿った内容であることが必要です。

また、下記要件をいずれも満たす内容で策定してください。

記

①労働時間の管理体制が整っていること

※労働時間の管理体制とは、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成 29 年 1 月 20 日厚生労働省策定）をもとに、始業および終業時刻の把握方法、時間外労働時間の把握方法、労働時間把握のための労働者の事務手続方法について明確な定めがあること。

②情報通信機器の管理方法（貸与の有無等）、情報の取扱い、通信料の費用負担等必要な事項について定めがあること。

以上

（参考）

- ・ 厚生労働省発行「テレワークで始める働き方改革」  
[https://work-holiday.mhlw.go.jp/material/pdf/category7/01\\_01.pdf](https://work-holiday.mhlw.go.jp/material/pdf/category7/01_01.pdf)
- ・ 一般社団法人テレワーク協会「テレワークに関わる勤務規則例」  
[http://www.japan-telework.or.jp/intro/tw\\_rule.html](http://www.japan-telework.or.jp/intro/tw_rule.html)